

税務と経営

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号
TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com/>
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

重要性を

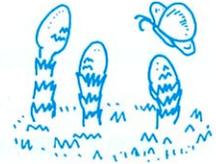
仕事を速くこなすには、「重要なことと、それ以外を見極める」ことです。企業会計原則の中には、「重要性の原則」というものがあります。会計の目的に照らせば、重要性の乏しいものについては、厳密な処理でなく、簡便な方法でもよい、といった趣旨の原則です。例えば、銀行では、計算が1円でも合わない場合は、大変です。銀行はその性格上仕方がないのでしょうが、私たちの仕事は、それほど厳密な行動は必要ありません。重要性を考えて、影響のないものは無視してもよいと思います。これまで慣習でやってきた中にも「重要性がない」ものもありそうです。山本憲明著「仕事が速い人の8つの習慣」廣済堂新書

ヒント

税務 ミニガイド

国税庁によると令和元年度の法人税の申告件数は294万9千件で、その申告所得金額の総額は65兆52億円（前年度比11.4%減）、申告税額の総額は11兆5,546億円（前年度比9.7%減）となっています。

黒字申告割合は、35.3%（前年度は34.7%）でした。



オオイヌノフグリ(山口)

武田晋一/オアシス

所得税の納税の方法

□納税の方法

所得税の納税の方法には、従来の納付書により金融機関または税務署の窓口で納付する方法以外に、次のようにさまざまな方法がありますので、選択して納付することができます。

- ① 振替納税で納付する方法
- ② e-Taxを利用する電子納税の方法
- ③ クレジットカードで納付する方法
- ④ QRコードによりコンビニエンスストアで納付する方法

□振替納税で納付する方法

振替納税を利用するためには、事前に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項を記入して、所轄税務署または金融機関に提出する必要があります。

令和3年分の所得税の納付期限は、令和3年3月15日(月)ですが、振替納税による振替日は、令和3年4月19日(月)となっています。

□e-Taxを利用する電子納税の方法

電子納税は、国税の納付手続を自宅等からインターネットを経由して電子的に行う方法で、ダイレクト納付（e-Taxによる操作で預貯金口座からの振替により納付する方法）、インターネットバンキング（登録方式）、インターネットバンキング（入力方式・ATM等から納付）があります。

□クレジットカードで納付する方法

クレジットカード納付とは、インターネット上でのクレジットカード支払いの機能を利用して、「国税クレジットカードお支払サイト」から、国税庁長官が指定した納付受託者（トヨタファイナンス株式会社）へ国税の納付の立替払いを委託することにより国税を納付する方法です。

納付税額に応じた決済手数料（最初の1万円までは76円（消費税別）、以後1万円を超えるごとに76円（消費税別）が加算されます）がかかります。



○20日は春分の日。天文学的には、太陽が赤道の真上を通過する時間を含む日です。春分の日は毎年違い、閏年等で誤差を調整する関係で、2025年までは閏年と翌年は20日、そのほかは21日となるはずですが、また、春分の日は昼と夜の長さが同じというのも一寸違います。日の出と日の入りは太陽の上辺で測ります。すると、太陽一個分だけ昼が長くなります。



なお、クレジットカード納付は継続的な手続ではありませんので、納付手続はその都度行う必要があります。

□QRコードによりコンビニエンスストアで納付する方法

国税庁ホームページで提供される作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成（印刷）して、コンビニエンスストアで納付する方法です。

ただし、利用可能額は30万円以下の納付に限られます。

利用可能なコンビニエンスストアは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）、ファミリーマート（「Famiポート」端末設置店舗のみ）となっています。

コンビニエンスストアの「Loppi」端末または「Famiポート」端末に事前に作成したQRコードを読み込ませると、バーコード（納付書）が出力されますので、そのバーコード（納付書）により、レジで現金（クレジットカード、電子マネーは使用不可）納付（委託）することになります。

なお、納付に係る手数料は不要です。

令和元年事務年度 法人税等の申告(課税)実績

国税庁はこのほど、令和元年事務年度(令和2年7月末まで)の法人税等の申告(課税)実績の概要を発表しました。

1.概要 法人数は前年度比1.1%増の過去最高件数で316万5千件となっています。申告件数も同比0.7%増で同様に294万9千件となりました。一方で申告所得金額は新型コロナウイルスの影響で同比11.4%減少の65兆52億円にとどまりました。前事業年度に過去最高だった申告所得金額もそれよりも8兆3,813億円減少となり、その減少金額は過去3番目に多いものとなっています。関連して、申告税額も同9.7%減少の11兆5,546億円となりました。一方で、申告欠損金額は同13.5%増の14兆8,149億円と大幅に増加しています。また、2年2月から6月末までに法人関係の税目の申告期限の延長を実施した法人は

約4万件になっています。

2.黒字申告割合 黒字申告割合は9年連続の上昇で署所管法人の黒字申告割合は35.1%で調査部所管法人は同68%となっています。前年度比では0.6ポイント上昇の35.3%となっています。

3.e-Taxの利用率 この法人税申告の利用率は前年比87.1%で大法人が同7.5ポイント上昇の80.6%、中小法人が同2.7ポイント上昇の87.1%と前の年度と同様に中小法人の利用率の方が高くなっています。

大法人は令和2年4月からe-Taxの義務化がスタートしていますので、今後の動向が気になるところです。

さらに大法人にとって利用しやすい環境整備として、財務諸表のデータをエクセル等で作成可能なCSVで提出することができるようになったり、e-Taxで財務諸表を提出した場合は、国税・地方税当局間の情報連携により法人事業税の申告において財務諸表の提出が不要となったり改善が進んでいる点も留意しなければなりません。

ナマの税務相談室

Q 被相続人甲は独身で子供がいなのまま死亡致しました。相続人は両親と兄乙が既に死亡しており兄弟丙、丁及び兄乙の子である代襲相続人の甥A、Bの4人です。甲は生前に遺言書を作成し友人Xに居住用マンションを、甥のBに残りの財産全部を相続させる内容でした。ところが友人Xは遺贈を放棄したので相続人丙、丁、甥のAの3人で分割することになりそうですが、相続税の申告期限までに分割は決まらないようです。遺産総額に占める未分割財産は10%程度です。

A なかなか大変な相続ですね。

Q そうなんです。兄弟仲が悪く、しかも、甥の一人Bに遺産の90%を相続させる極端な案に他の相続人との間で争いがあり、話し合いの場を作るのは難しい状況です。現在の状況ではBが単独で申告書を作成するしかないと思

特定遺贈の放棄と 未分割遺産

います。この場合Bは全相続人が記載され一部未分割財産を含めた全財産を記載した申告書を作成しB自身の納税額を期限内に納付すれば良いのでしょうか。また、未分割財産を相続人全員で法定相続分で分けて相続税額を算出する考え方でよいのでしょうか？

A そうですね。友人Xが特定遺贈を放棄したことに伴い居住用マンションが遺産分割の対象となる遺産に復帰致しました。相続人間で分割協議によりマンションを分割する必要がありますが、申告期限まで協議が成立しなければ未分割として取り扱うことになり、各相続人はその相続分に応じて取得したものとして相続税を計算致します。

Bが遺贈により取得した遺産に関し被相続人甲の兄弟姉妹に遺留分がありません。

なお、今回の税額算出上全員相続税2割加算に留意する必要があります。

ナマの税務相談室

贈与税の配偶者控除 と所有権移転登記

婚 姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除（配偶者控除）ができます。

こ の特例の適用を受けるには贈与税の申告と次の書面の提出が必要です。

- ①贈与日後10日経過後の戸籍謄本又は抄本
- ②同戸籍の附票の写し
- ③居住用不動産の登記事項証明書等

ち なみに、店舗兼住宅について、例えば居住用部分の50%の贈与をした場合、登記面ではそれが全体の25%の持分贈与と表記される事になったとしても、居住用部分の

みの50%部分の贈与と扱われることになっています。

ま た、居住用部分がおおむね90%以上の場合は全て居住用不動産として扱うことができます。

配 偶者控除適用居住用贈与不動産は、相続開始前3年内贈与加算の対象外です。

ま た、その贈与が相続開始年になされた場合は、その居住用不動産のうち、贈与税の配偶者控除があるものと仮定して控除される部分は、相続税の課税価格に加算されず、相続税の対象となりません。

と ころで、贈与の対象となった居住用不動産の登記事項証明書の添付は、この贈与税の配偶者控除特例の適用要件でした。でも、贈与によ

る所有権移転登記そのものは、適用要件ではありません。

そ れで、平成28年に、贈与による居住用不動産取得の事実が確認できる書類を添付する事に省令改正されました。登記事項証明書は、その事実確認書類の一つの例示例となり、必ずしも提出しなければならない書類ではなくなっています。

登 記には第三者対抗要件はあるものの、義務ではなく、任意なので、税法の適用要件として登記を義務づけることは憚られるのだと思われます。それに、店舗兼住宅での登記のように、居住部分のみの登記は受けられないし、大きな敷地の一部の居住部分の贈与の場合、分筆等が必要となるなどを考慮すると、測量費なども含め、登記費用負担が居住用不動産贈与の特例適用の妨害要因になってしまうからなのだと思います。

「春めくと思ひつゝ、執る事務多忙 虚子」
 3月。普通のサラリーマンには縁のないような「確定申告」も対象者は意外に多く、医療費控除や盗難・災害等の雑損控除、年末調整後の出産や結婚、住宅ローン控除など税金が還付されるケースがあります。
 15日が過ぎ、まず一息。 「やはらかき岸の畦踏み 酒買ひに 欣」
 啓蟄5日、春分20日。



真似をするときには、
 その形ではなく、
 その心を真似するのがよい。

(渋沢 栄一)

3月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○2月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）	10日	○2月分個人住民税特別徴収分の納付
○昨年分の所得税確定申告	15日	○昨年分の個人住民税・事業税の申告（所得税確定申告者は申告不要）
○昨年分の贈与税申告	〃	
○青色申告の承認申請（それに伴う専従者給与届等の提出）	〃	
○昨年分の個人事業者の消費税申告	31日	○1月決算法人の確定申告
○1月決算法人の確定申告	〃	○7月決算法人の中間(予定)申告
○7月決算法人の中間(予定)申告	〃	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。